

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(役員報酬規程等の提出) 第16条 略 2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規	(役員報酬規程等の提出) 第16条 略 2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規

定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第54条第3項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。

(特例認定の申請)

第18条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(合併の認定の申請)

第19条 法第63条第1項又は第2項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第10条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第54条第3項又は第4項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。

(仮認定の申請)

第18条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(合併の認定の申請)

第19条 法第63条第1項又は第2項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第10条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例

（鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正）

第1条 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略	(定義) 第2条 略

(1)～(4) 略

(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）に該当しないものをいう。

(6)・(7) 略

(1)～(4) 略

(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）に該当しないものをいう。

(6)・(7) 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語)</p> <p>第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えてい</p>	<p>(用語)</p> <p>第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えてい</p>

ることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

ることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

附 則

この条例は、平成30年4月1日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）から施行する。